

弁護士会の

東京三弁護士会多摩支部

検索

No. **43**
2021/4

多摩地区法律相談 センターニュース



日頃より、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただき、ありがとうございます。

2020年10月、八王子法律相談センターが、京王八王子駅前へと移転となりました。移転作業にともなう休止期間中には何かとご不便をおかけしましたが、より利便性の高い場所において、引き続き、夜間相談も含む各種相談に対応させていただきます。ぜひご利用ください。

近時の新型コロナウイルス感染拡大問題をはじめ、社会の動きにともなって、法律相談の内容も多種多様となり、深刻な相談も増えております。当センターでは、多摩地区のみなさまのお力となれるよう、日々研鑽につとめてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

令和2年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会

委員長 富永 由紀子

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

新型コロナウイルス感染症と 法律相談

多摩支部法律相談委員会

委員長 米村哲生

1 法律相談センターを利用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、昨年3月以降、多摩地区法律相談センターの業務は一時休止を余儀なくされました。一時的にでも、市民の皆様の相談窓口を閉じざるを得なかったことには、忸怩たる思いです。

現在、法律相談センターでは、相談者と弁護士との間にアクリル板を設置し、相談室の定期的な消毒や換気を行い、職員や弁護士もマスクを着用して、感染対策に万全を図りつつ、相談業務の継続を行っています。

相談センターへの来所や面談を控えたい方については、電話での相談にも対応をしています（要予約）。面談の予約をいただいていたにもかかわらず、当日になって体調に不安があるようなときも、遠慮なく、申し出ていただければ、電話での相談に切り替えることができます。

弁護士、職員一同、感染防止に気を付けながら、これからも皆様の法律問題の解決にあたっていきたいと考えています。

なお、利用にあたっては、次の点にご留意ください。

- ①マスク着用での来場及びセンター入場時の手指の消毒をお願いいたします。消毒用アルコールなどを、各センターに設置してあります。
- ②入場時に非接触型の体温計での検温と体調の問題がないことの確認をさせていただきます。発熱や体調不良のある方は、ご利用をお控えください。
- ③相談室の換気のため、プライバシーに配慮しながら、相談室ドアの一部を開放させていただいています。
- ④相談室内には、アクリル板を設置して、飛沫感染防止に努めています。弁護士もマスクを着用しますので、ご利用の際には、マスクの着用をお願いします（マスク着用で支障がある方は申し出てください）。
- ⑤複数名での来場は、できる限りご遠慮ください。相談センターまたは相談室への入場を制限する場

合があります。

- ⑥換気や消毒作業のため、予約できる枠が少なくなっています。予約を取りづらいことがあるかもしれませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ⑦電話による相談をご希望の場合は、予約の際にお申し出ください。

2 コロナウイルス感染症と法律問題

さて、コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、私たちは、これまで直面をしたことがなかったようなさまざまな法律問題に直面しました。

皆様の健康や生命にかかわるような問題もありますし、様々な社会活動の自粛に伴う悩ましい問題もあります。多くの相談をいただいたのは、解雇や雇止め、減給といった労働問題や、自粛要請に基づく様々な契約問題、とくにキャンセル料のような消費者契約関連の相談でした。その他、公的な支援制度や債務の問題についての相談も多く寄せられています。

ここでは、コロナウイルス感染症をめぐるさまざまな法律問題について、いくつかご紹介していこうと思います。

(1) そもそも「自粛」とは何でしょうか。

自粛というのは、文字どおり「自ら粛（つつし）む」ということであり、強制力を伴わない自主的な行動制限を表現する言葉です。わが国では、罰則を伴う外出制限や都市の閉鎖（移動の禁止）といった強制的な措置をとることは困難です。

強制は少ない方がよいという考えから、「自粛」によって感染防止が図られることはよいことだという評価もあるでしょう。しかし、「自粛」に頼りすぎると、恣意的に、あるいは科学的な根拠が検証されないまま、安易な行動制限が行われてしまう側面もあります。また「自粛」である限り、補償や賠償

がなされにくいという問題もあります。感染症対策に一人ひとりが努力することは大切ですが、「自粛」という言葉による事実上の行動制限は、いろいろと難しい法律問題を派生させました。

- (2) **6月に結婚式を予定していましたが、高齢の両親などに配慮して、緊急事態宣言の前にキャンセルを申し入れました。式場から、キャンセル料を請求されていますが払わなければならないのでしょうか。**

結婚式だけでなく、旅行やスポーツジムなどの会員契約のキャンセル、コンサートチケットの払い戻しなど、社会活動の自粛に伴うさまざまな契約問題の相談が寄せられました。

開催を禁止されたり、不可能になったりしたわけではありませんので、顧客の側にキャンセル料の支払義務が生じそうです。

しかし、多くの人が集まることのリスクはよく認識されていたところであり、また感染拡大防止という社会全体の問題に取り組むなかでのキャンセルですから、顧客側の都合とは言い切れない難しい問題があります。

感染拡大防止のためのキャンセルであり、単なる顧客都合でないことをはっきり伝えて式場側と交渉をすることで、延期や実費の負担という程度で解決が図られることもあったようです。

また、キャンセル料については、消費者契約法の適用があり、もしキャンセル料を負担することになったとしても、契約の解除に伴い事業者が生じる平均的な損害の額を超える金額を定める部分については、支払う義務がありません。

- (3) **会社が休業し、自宅待機をしていた期間がありました。会社から、その期間の給料を受け取っていません。**

雇用関係の相談も数多く、解雇や雇い止めのような深刻な問題も含め、さまざまな困難に直面している方からの相談がありました。

東京都からの外出自粛の要請においては「職場への出勤など生活の維持に必要な場合を除き」とされ

ていましたから、自宅待機とするのは、会社側の経営判断であると捉えられることが多いでしょう。そうすると労働基準法26条に基づき、少なくとも平均賃金の60%以上の休業手当の支払いは必要でしょう。

こうした相談においては、雇用調整助成金の要件緩和や支給内容の拡大の特例措置の利用についても情報提供を行い、必要なときは弁護士が受任して交渉にあたるなどの対応をとることになります

- (4) **会社で新たにテレワークが導入されました。しかし、労働契約や就業規則などにも定めがありませんし、労働時間や通勤手当の扱いなど、分からないことだらけです。**

自宅や近隣のサテライトオフィスで勤務をしたり、ノートパソコンや携帯端末を用いて場所にかかわらず働くことができたりする「テレワーク」が普及しつつあります。

新しく普及した働き方ですから、これまでの労働契約や就業規則等に定めがないのは仕方ありません。必要に応じて、契約の内容や就業規則を見直すようにしましょう。

大事なことは、労働基準法や賃金、労災に関する法律は、テレワークにおいても、当然に適用されるということです。

テレワークに関しては、残業代や労働時間の扱いを相談されることがあります。テレワークにおいても、きちんと労働時間が管理されなければなりませんし、所定の労働時間を超えて働いた場合には、当然、残業代が払われなければなりません。深夜に及ぶような長時間労働やサービス残業といった問題が発生しやすいので、労務管理には様々な配慮や工夫が必要になってきます。

通勤手当については、実費を支給する規定になっていれば、通勤日に応じて支給すれば足りませんが、通勤日にかかわらず、一定の手当額を支給するという規定になっているケースも多いようですから、その場合はきちんと定められた額を支払う必要があります。

- (5) 私は学生ですが、友人から誘われて、持続化給付金の給付を受けてしまいました。不正な受給ですので、とても後悔しています。どうしたらよいでしょうか。

簡易な給付手続きにより迅速な給付を行うことが求められた一方、このような制度の悪用も発生しました。詐欺というべき犯罪行為ではありますが、安易にこれにかかわってしまった方からの相談もたびたび受け付けています。

時間を巻き戻すことはできませんが、速やかに受給したものの返金をするところから始めなければなりません。弁護士は、刑事手続きにおける弁護人としての役割も担います。

- (6) 整体院を経営していますが、売り上げが大きく減少し、借りている店舗の賃料の支払いが困難です。

緊急事態宣言に伴い、整体院ばかりではなく、飲食店や料理やダンスの教室、歯科や眼科の医院などさまざまな業種から、業績悪化に伴う切実な相談が寄せられました。

残念ながら、売り上げの減少があったからといって、そのみで賃料の減額や猶予を求めることはできません。賃貸借契約に賃料の減額等に関する規定があればこれに基づき、それが見当たらない場合でも、賃貸人に協議を申し入れてよく話し合う必要があります。

契約の解除を心配する方も多く、確かに、支払いが遅れるとすぐにでも解除されてしまうような契約になっているケースも散見されますが、そもそも賃貸借契約の解除には、当事者間の信頼関係が破壊されたと認められるような事情が必要です。感染拡大や緊急事態宣言に伴う一時的な延滞にすぎず、信頼関係が破壊されたとまではいえないという事情がある場合には、契約の解除は認められないと考えてよいでしょう。

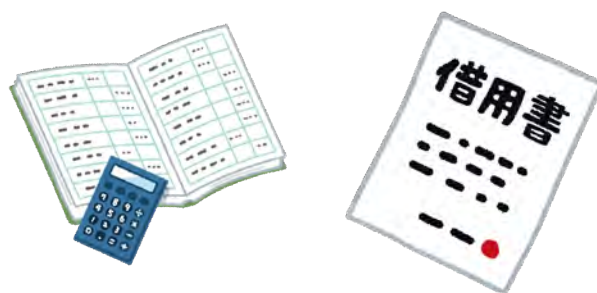
その後、「家賃支援給付金」の申請など始まりましたが、再度の感染拡大もあって、事業者の苦境は続いています。

- (7) 飲食店のオーナーですが、売り上げが大幅に減って、このままでは借入金の返済を続けることができません。どのような制度がありますか。

新型コロナウイルスの感染拡大は、収入の減少や失業をもたらすなど、多くの方の生活に深刻な影響を及ぼしており、債務の整理や公的な支援制度に関する相談も多く寄せられました。

このうち、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入・売上げの大きな減少が生じたために債務の支払いが困難になった方については、「自然災害債務整理ガイドライン」の利用が考えられます。これは、弁護士等の「登録支援専門家」の支援のもとで金融機関等の債権者と協議を行い、全ての債権者の同意を得られたときは、既存の債務の減額や免除を受けられるという制度です。

利用にあたっては、債権額が一番大きな債権者にこの制度の利用の同意を求め、同意書の交付を受けたいので、弁護士会に登録支援専門家の支援を申し出てください。



非正規雇用について

労働法制に関するプロジェクトチーム

座長 松尾裕介

1 はじめに

近年、いわゆる非正規雇用の労働者の権利を拡充する方向での法改正が進み、それに伴い裁判例も積み重なってきています。

しかし、中には認知度が低いものもあり、非正規雇用の労働者が適切に権利を行使できていない状況にあるようです。

そこで、今回は非正規雇用の労働者に焦点をあて、覚えておくべき法改正や裁判例の情報をまとめてみました。

2 無期転換申込権（労働契約法第18条）

非正規雇用労働者のほとんどは、半年や1年など、その労働契約の期間が限定されていて、特に勤務実績等に問題がなければその都度更新されていく、という雇用形態だと思います。

このように、労働契約の期間が限定されている労働契約のことを、有期労働契約といいます。

しかし、2014年8月に改正された労働契約法により、有期労働契約を、労働契約の期間が限定されていない無期労働契約に転換させることができる、無期転換申込権という制度が導入されました。

単純化して整理すると、同じ使用者との間での有期労働契約が1回以上更新され、5年を超えて働くことになった場合、有期労働契約の労働者に無期転換申込権が発生し、労働者は、使用者に対し、その有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、無期労働契約に転換することを申し込むと、使用者はその申込を承諾したものと自動的に見なされるため、その申込みを拒絶できない、というものです。

なお、有期労働契約が1回以上更新された場合と書きましたが、そうすると、使用者としては、一度有期労働契約を解約して、短期間のうちに再度雇用することで、無期転換申込権の発生を阻止することができることになって不合理です。

そこで、例えば有期労働契約の契約期間が1年の場



合、解約から再雇用までの期間（これをクーリング期間といいます。）が6か月未満の場合は、解約前の労働契約と再雇用後の労働契約を通算して5年を超えて働くことになれば、無期転換申込権が発生する、ということになっています。

また、使用者から見ると、5年を超えて有期雇用労働者を働かせてしまうと、無期転換申込権を行使してしまうので、5年を超える前の段階で、解雇したり、有期労働契約を更新しないようにしよう、という使用者もいます。

この点、有期雇用労働者は解雇されやすいというイメージがあるかもしれませんが、有期雇用労働者をその労働契約の期間中に解雇する場合には、「やむを得ない事由」（労働契約法第17条）がなければ解雇できないことになっていて、このハードルは、正社員を解雇する場合より高いとされています。

しかし、有期労働契約は、あくまでも契約期間が決まっていますので、契約期間が満了すれば契約は終了して退職となるのが原則です。

そうすると、使用者側は、無期転換申込権が発生させたくなければ、有期労働契約を更新しなければよいということになるのでしょうか？

3 有期雇用労働者の雇止め法理の明文化（労働契約法第19条）

有期労働契約の期間満了にあたって契約を更新しないことを、「雇止め」といいます。

決められた契約期間が終了するので、雇止め

をするのも自由とも思えますが、例えば何回も有期労働契約を更新され、あたかも正社員と同じように安定して働いている労働者が、突然雇止めされた場合、予期せず突如として生活の糧を失うことになってしまいます。

そこで、有期雇用労働者が、契約期間中あるいは契約期間終了後遅滞なく、更新の申込をした場合は、使用者は、合理的な理由があり社会通念上相当である場合を除き、その申込を承諾したものとみなされ、雇止めできないことが明記されました。

これは、正社員の解雇の場合のルールを、有期雇用労働者の雇止めにも及ぼしたもので、従来裁判例上認められてきた法理を明文化したものです。

したがって、使用者が無期転換申込権発生を阻止するために雇止めしようとしても、その雇止めが無効になる可能性が高いということになります。

雇止めは簡単にできるものではありませんから、決してあきらめずに相談していただきたいと思います。

4 いわゆる同一労働同一賃金 (無期契約労働者との均衡処遇)

従来は、非正規労働者は、正規労働者に支給されている諸手当が支給されない、賞与や退職金がないなど、正規労働者よりも待遇が劣っていることが当然視され

ていました。

しかし、同様の労働をしている正規労働者と非正規労働者まで、契約形態が違うことのみをもって差別的に扱うのは不合理ですので、正社員と非正規社員の待遇差につき、個々の待遇ごとに、職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲、その他の事情を考慮して、不合理な待遇差を設けてはならないことになっています(旧労働契約法第20条、パート有期法第8条・第9条)。

この点については、特に昨年の10月、相次いで重要な最高裁判決が出され、結論だけを追いかけると、扶養手当等の細かい手当は非正規労働者にも認められるが、賞与や退職金については認められないかのようにも思えます。

しかし、ポイントは、あくまでも、個別の手当等の待遇ごとに、区別を設ける合理的な理由をふまえて、不合理な待遇差があってはならない、というところにあります。

事情によっては、賞与や退職金を一切非正規労働者に支給しないことが、不合理な待遇差とされる可能性がないわけではありません。

また、待遇差につき労働者からの求めがあった場合、使用者に説明義務が課されることとなっています。

そこで、労働者としては、まずこれを活用して使用者と待遇差是正のための交渉を進めていくことになるでしょう。



4 おわりに

立川法律相談センターの労働専門相談では、専門性の高い弁護士が相談を担当しています。労働者側相談は初回30分以内無料ですので、お気軽にご相談ください。

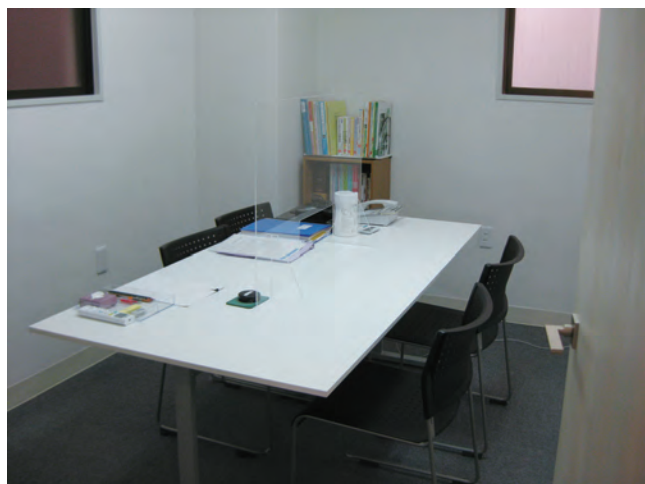
労働問題法律相談 (労働者側は初回無料)

TEL 042-548-7790

労働者側 毎週土曜日(祭日を除く) 午前10時～12時

使用者側 毎週木曜日(祭日を除く) 午後1時～3時30分

八王子法律相談センター移転のお知らせ



令和2年10月26日より、八王子法律相談センターが八王子市明神町4-2-10、京王八王子駅前ビル8階に移転し、相談業務を開始しております。同じく明神町にあった多摩弁護士会館にて、30年近くにわたり運営してきた旧八王子法律時相談センターは、建物の売却に伴い令和2年2月をもって休止いたしました。その後、新生八王子法律相談センターが開設できるまでの半年間、市民の皆様にご不便をおかけしてまいりましたことをお詫びいたしますとともに、今後とも法律相談センターの積極的なご利用をお願い申し上げます。

移転した八王子法律相談センターでも、従前と同様に、法律相談の受付をいたします。家庭の相談や刑事事件、訴えられた場合の相談などの一般相談は、月曜日、火曜日、木曜日、土曜日は午前10時から午後3時30分まで、水曜日と金曜日は、午後1時から午後7時まで、相談料金30分5500円（税込）にて対応しております。破産や過払い金の回収などの債務整理に関する相談は、無料です。

都内は、未だに新型コロナウイルスが猛威をふるっている状況ですが、八王子法律相談センターの相談室では換気を保ち、弁護士がマスク着用で相談にあたるなど、万全の感染防止対策をとっておりますので、安心してご利用ください。

先日、法律相談センターの利用者向けにアンケート調査を行ったところ、弁護士に依頼する場合の費用を事前に知りたい、相談を担当する弁護士の情報を知りたい、相談時間を長くしてほしいなどの要望がありました。また、インターネット等を利用したりモート相談や、弁護士の紹介を希望する声もありました。弁護士会多摩支部では、こうしたご要望に応えるにはどうしたら良いか、法律相談センターのあり方を検討しているところでございます。少しでも市民に利用しやすい法律相談センターとするべく努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約
受付時間(祭日を除く)

- 八王子・立川法律相談センター／月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター { 水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。 東京三弁護士会多摩支部 [Q 検索](#)

立川法律相談センター

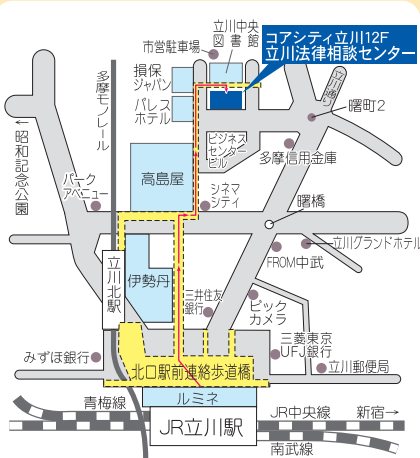
〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜～土曜日 { 午前10時～12時
午後1時～3時30分
専門相談あり、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談



※JR立川駅北口から徒歩7分
※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-2-10 京王八王子駅前ビル8階

042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時
月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口から徒歩1分
※JR八王子駅北口から徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

町田法律相談センター

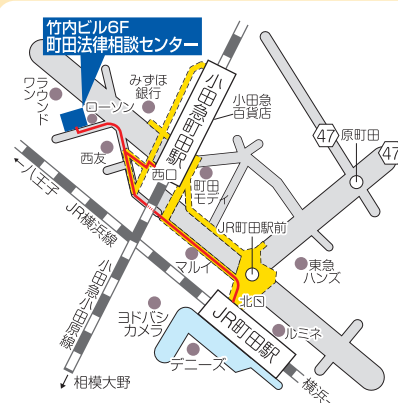
〒194-0022
東京都町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日：午後3時～6時
火・木曜日：午後5時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで



※JR町田駅北口から徒歩4分
※小田急線町田駅西口から徒歩2分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

弁護士会町田法律相談センターで、
法テラスの法律相談が受けられます。

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料
相談をご利用頂ける場合があります。ご予約
の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応
しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 042-851-8172

法律相談料金

30分以内 **5,500円**(税込)
※延長15分につき2,750円(税込)

クレジット・サラ金

法律相談は **無料**

★高い利子で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題 月曜日～金曜日(祭日を除く)
について無料でご案内します。 午前10時～12時

TEL 042-548-7175

一般相談

- 相続・遺言 ■ 離婚問題 ■ 土地建物の借地・借家 ■ 刑事事件など

専門相談

労働問題法律相談 労働者側は初回面接無料

〈労働者側〉毎週土曜日(祭日を除く) 午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日(祭日を除く) 午後1時～3時30分
TEL 042-548-7790(立川法律相談センター)

生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時

TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

弁護士子どもの悩みごと相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週水曜日(祭日を除く) 午後2時～7時

TEL 042-548-0120

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

高齢者・障害者専門法律相談

ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談 初回面接無料

外国人法律相談

消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。

受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)

午前9時30分～12時、午後1時～4時30分

TEL 042-548-1190

犯罪被害者支援相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週火曜日(祭日を除く) 午後1時～4時

TEL 042-548-3870

※電話相談のあと、必要に応じて無料(原則、法テラスの援助を
利用)で面接相談を行います。